

## 金融円滑化に向けた取組みについて

沖縄県農業協同組合は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでおります。

今般、下記のとおり、金融円滑化にかかる取組みの基本方針（別添）を制定し、取組み体制を強化いたしました。

当組合では、この方針に基づきまして、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

### 記

#### 1 金融円滑化にかかる基本方針（別添）

#### 2 金融円滑化の実施に向けた体制の強化

当組合は、本方針を適切に実施するため、以下のとおり体制を強化しております。

- （1）適切な金融円滑化管理態勢を確立するため、金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- （2）お客さまからの相談等に対して迅速かつ適切に対応するため、金融円滑化管理責任者・金融円滑化管理担当者・金融円滑化管理責任部署を設置し、金融円滑化に向けた体制を強化いたしました。
- （3）金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施により資質向上に努めます。

#### 3 金融円滑化にかかる相談窓口

以下の本支店の「ご相談窓口」にて、お客様からの貸出条件変更等にかかるご相談に応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
国頭支店	国頭郡字辺土名1510-3	金融共済課	0980-41-2202
名護支店	名護市宮里4-6-37	融資課	0980-54-2345
北部ローンセンター	名護市宮里4-6-37	融資	0980-54-5963
大宜味支店	国頭郡大宜味村字大兼久150	金融共済課	0980-44-3341
恩納支店	国頭郡恩納村字恩納2424	金融課	098-966-8103
宜野座支店	国頭郡宜野座村字宜野座133	金融課	098-968-8507
金武支店	国頭郡金武町字金武418-2	金融課	098-968-2121
今帰仁支店	国頭郡今帰仁村字謝名35	金融課	0980-56-2201
東支店	国頭郡東村字平良471-30	金融共済課	0980-43-2113
本部支店	国頭郡本部町字大浜874-8	金融共済課	0980-47-2501
伊江支店	国頭郡伊江村字川平150-3	金融課	0980-49-2005
伊平屋支店	島尻郡伊平屋村字我喜屋257	金融共済課	0980-46-2143
伊是名支店	島尻郡伊是名村字仲田1165	金融共済課	0980-45-2222
具志川支店	うるま市みどり町5-15-10	融資課	098-972-7295
石川支店	うるま市石川1226	金融課	098-964-2027
勝連支店	うるま市勝連平安名2978	金融課	098-978-2243
嘉手納支店	中頭郡嘉手納町字嘉手納739-3	融資課	098-956-1133
美里支店	沖縄市美里3-10-7	融資課	098-938-6450
中部ローンセンター	沖縄市登川2682	融資	098-921-0002
与那城支店	うるま市与那城屋慶名432	金融課	098-978-2240
ゆんた支店	中頭郡読谷村字喜名2346-11	融資課	098-958-7240
コザ支店	沖縄市上地1-1-1	融資課	098-930-5500
中城支店	中頭郡中城村字当間964	金融課	098-895-7171
北中城支店	中頭郡北中城村字安谷屋1353	融資課	098-935-4051
西原支店	中頭郡西原町字嘉手苺113	融資課	098-945-5225
宜野湾支店	宜野湾市野嵩736	融資課	098-892-1154
浦添支店	浦添市安波茶3-2-9	融資課	098-878-6554
真和志支店	那覇市寄宮3-10-1	融資課	098-831-5256
首里支店	那覇市首里石嶺町4-7-1	融資課	098-887-7882
小禄支店	那覇市田原4-1-1	融資課	098-857-1796
豊見城支店	豊見城市上田559	融資課	098-840-5535
糸満支店	糸満市字照屋1221-1	融資課	098-995-0322
東風平支店	島尻郡八重瀬町字伊覇290-1	融資課	098-998-2106

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
南城支店	南城市大里字仲間1155	融資課	098-945-0319
南部東ローンセンター	南城市大里字仲間1155	融資	098-944-0070
具志頭支店	島尻郡八重瀬町字坡名城698	金融課	098-998-3322
玉城支店	南城市玉城字富里552-3	融資課	098-948-7121
佐敷支店	南城市佐敷字佐敷195	融資課	098-947-6314
知念支店	南城市知念字久手堅31	金融共済課	098-948-1308
与那原支店	島尻郡与那原町字東浜89-104	金融課	098-945-2467
南風原支店	島尻郡南風原町字山川526	融資課	098-889-2117
津嘉山支店	島尻郡南風原町字津嘉山343	融資課	098-889-5525
久米島支店	島尻郡久米島町字謝名堂905-15	金融課	098-985-8102
南大東支店	島尻郡南大東村字在所314	金融共済課	09802-2-2236
北大東支店	島尻郡北大東村字中野179-1	金融共済課	09802-3-4316
栗国支店	島尻郡栗国村字東463	金融係	098-988-2409
宮古支店	宮古島市平良西里1440-1	融資課	0980-72-2816
上野支店	宮古島市上野字新里510-8	金融共済課	0980-76-6425
城辺支店	宮古島市城辺字比嘉1041-1	金融共済課	0980-77-4515
多良間支店	宮古郡多良間村字塩川158	金融共済課	0980-79-2115
平良支店	宮古島市平良字西里585	金融課	0980-72-2132
下地支店	宮古島市下地字洲鎌495	金融共済課	0980-76-6007
伊良部支店	宮古島市伊良部字長浜1412-2	金融共済課	0980-78-3117
八重山支店	石垣市新栄町1	融資課	0980-82-3034
与那国支店	八重山郡与那国町字与那国125	金融共済課	0980-87-2254
本店	那覇市壺川2-9-1	営業部	098-831-5137

※ご相談受付時間：月曜日～金曜日8時30分～17時00分。

なお、各ローンセンターにつきましては、月曜日～金曜日10時00分～19時00分、土日祝祭日10時00分～17時00分。

※ご相談窓口にかかるご意見・苦情については、信用統括部（098-831-5559）にてお受けいたします。

#### 4 中小企業者等の事業改善または再生のための支援にかかる体制

金融円滑化責任部署（または、金融円滑化協議会等）を中心に経営改善または再生のための支援について真摯に取り組むとともに、役職員の資質向上に努めます。

以 上

## 金融円滑化にかかる基本方針

沖縄県農業協同組合

沖縄県農業協同組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めます。

4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、理事全員で構成する「リスク管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この方針の改正は、平成23年5月24日から施行する。

附則

この方針の改正は、平成25年4月1日から施行する。